

2020 年 11 月

日本小児外科学会  
会員各位

一般社団法人日本小児外科学会  
理事長 田尻達郎

一般社団法人・特定非営利活動法人日本小児外科学会定款施行細則改正のお知らせ

拝啓

評議員、会員各位には益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

一般社団法人（一社）日本小児外科学会定款第 44 条、特定非営利活動法人（NPO）定款第 50 条により、令和 2 年 11 月 4 日に第 4 回理事会において下記のように定款施行細則が一部改正されましたことをお知らせいたします。

改正の概要は以下のとおりです。

2020 年 9 月の臨時社員総会・NPO 総会における会員皆様のご承認により、今後理事・監事等の役員選挙は電子投票にて行えるようになりました。今回は、選挙の実施のために必要な日程等に関する規則を中心に一社並びに NPO 定款施行細則を改正しました。以下の新旧対照表において改正点をご確認ください。

今後とも学会運営に関して、ご理解とご協力を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

敬具

## 一般社団法人定款施行細則 20201104 改正 新旧対照表

旧	新（改正後）
<p>一般社団法人 日本小児外科学会 定款施行細則 2019. 4. 1 施行 2020. 7. 22 改正</p> <p>第4章 理事、監事及び会長並びに次期会長の選出 (総則) 第18条 理事、監事及び会長並びに次期会長（以下「役員等」という。）は、この細則に従い選出された候補者を社員総会の決議により選任する。 2 役員等は、評議員選挙終了後社員総会の日までに選出する。  3 理事の選挙は2年毎に実施し、その半数を改選する。この場合、最初の選任から2年後の定時社員総会において再任の承認を得ることにより、理事の任期は2期4年として運用する。 4 監事の選挙は2年毎に実施し、その全てを改選する。 5 次期会長の選挙は毎年実施する。  (立候補又は推薦の方法) 第19条 役員等の選挙に立候補する者、又は選挙の候補者を推薦しようとする者は、予め定められた期日までにその旨理事長に届け出るものとする。</p>	<p>一般社団法人 日本小児外科学会 定款施行細則 2019. 4. 1 施行 2020. 7. 22 改正 <b>2020. 11. 4 改正</b></p> <p>第4章 理事、監事及び会長並びに次期会長の選出 (総則) 第18条 理事、監事及び会長並びに次期会長（以下「役員等」という。）は、この細則に従い選出された候補者を社員総会の決議により選任する。 2 役員等は、評議員選挙終了後社員総会の日までに選出する。 <b>3 役員等の選挙は評議員の投票によるものとする。</b>  <b>4 理事の選挙は2年毎に実施し、その半数を改選する。この場合、最初の選任から2年後の定時社員総会において再任の承認を得ることにより、理事の任期は2期4年として運用する。</b> <b>5 監事の選挙は2年毎に実施し、その全てを改選する。</b> <b>6 次期会長の選挙は毎年実施する。</b>  (立候補又は推薦の方法) 第19条 役員等の選挙に立候補する者、又は選挙の候補者を推薦しようとする者は、予め定められた期日までに、<b>その旨を所定の立候補用紙にて所信表明を添えて</b>、理事長に届け出るものとする。</p>

旧	新（改正後）
	<p>(選挙の日程)</p> <p>第21条 役員等の選挙は4月または5月に行い、選挙の期日は選挙ごとに選挙管理委員会が定める。</p> <p>2 選挙管理委員会は選挙の行われる60日前までに評議員に選挙に関する告示を行い、選挙管理委員の氏名を公表する。</p> <p>3 役員等の候補者は選挙の行われる35日前までに立候補の届け出をしなければならない。</p> <p>4 選挙管理委員会は選挙の行われる30日前までに候補者名簿を所信表明とともに評議員に公示する。</p>
(投票)	<p>(投票)</p> <p>第22条 理事及び監事選挙の投票は、当該年度に選出すべき人数が偶数の場合は選出すべき人数の半数の連記無記名投票とし、奇数の場合は選出すべき人数に1を加えた数の人数の半数の連記無記名投票とする。</p> <p>2 次期会長選挙の投票は、単記無記名投票とする。</p> <p>3 理事及び監事候補者が定数以下の場合、または次期会長候補者が1名の場合には信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。</p>
(当選者の決定権)	<p>(当選者の決定権)</p> <p>第23条 理事及び監事選挙は得票多数を得た者から、順次、当選者を決定し、同数得票者については、同数得票者の抽選によって当選者とする。</p> <p>2 次期会長選挙は得票最多数を得た者を当選者とする。最高得票者が複数の場合、評議員歴の長いもの、次に年齢の高いものを当選者とする。</p>

## 特定非営利活動法人定款施行細則 20201104 改正案 新旧対照表

旧	新（改正後）
NPO 定款施行細則	NPO 定款施行細則
施行 2003.12.25	施行 2003.12.25
改正 2003.12.25	改正 2003.12.25
2004.6.1	2004.6.1
2007.5.30	2007.5.30
2010.6.16	2010.6.16
2011.7.21	2011.7.21
2012.5.13	2012.5.13
2017.5.13	2017.5.13
2018.10.25	2018.10.25
2020.9.19	2020.9.19
	<b>2020.11.4</b>
第4章 役員の選任	第4章 役員の選任
第4条 この章においては、定款第13条の規定にかかるわらず、理事、監事候補者、会長、副会長を役員と呼ぶ。	第4条 この章においては、定款第13条の規定にかかるわらず、理事、監事 <b>候補者</b> 、会長、 <b>副次期会長</b> を役員 <b>等</b> と呼ぶ。
第5条 役員の候補者となろうとする者、または役員の候補者を推薦しようとする者は、定められた期日までに理事長に届け出るものとする。	第5条 役員 <b>等</b> の候補者となろうとする者、または役員 <b>等</b> の候補者を推薦しようとする者は、定められた期日までに <b>その旨を所定の立候補用紙にて所信表明を添えて</b> 、理事長に届け出るものとする。
第6条 役員の選出に当って、理事長は、評議員のうちから、2名以上の選挙管理委員を指名する。ただし、役員の候補者を選挙管理委員に指名することはできない。 2. 選挙管理委員は、役員の選挙を管理する。	第6条 役員 <b>等</b> の選挙に当って、理事長は、評議員のうちから、2名以上の選挙管理委員を指名する。 <b>ただし、役員の候補者を選挙管理委員に指名することはできない。</b> 2. 選挙管理委員は、役員 <b>等</b> の選挙を管理する。
第7条 役員の選挙は評議員の投票によるものとする。	第7条 役員 <b>等</b> の選挙は評議員の投票によるものとする。

旧	新（改正後）
<p>第8条 会長及び副会長の選挙は、単記無記名投票によって行う。</p> <p>2. 理事及び監事候補者の選挙は、その年度に選任すべき人数が偶数の場合は選任すべき人数の半数の連記無記名投票によって行い、奇数の場合は選任すべき人数に1を加えた数の半数の連記無記名投票によって行う。</p> <p>3. 得票多数を得た者から、順次、当選人を決定し、同数得票者については、同数得票者の抽せんによって当選人を決定する。</p>	<p>第8条 <del>会長及び副次期</del>会長の選挙は、単記無記名投票によって行う。</p> <p>2. 理事及び監事候補者の選挙は、その年度に選任すべき人数が偶数の場合は選任すべき人数の半数の連記無記名投票としよって行い、奇数の場合は選任すべき人数に1を加えた数の半数の連記無記名投票とするによつて行う。</p> <p>3. 理事及び監事候補者が定数以下の場合、または次期会長候補者が1名の場合には信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならぬ。</p> <p>3-4. 理事及び監事選挙は得票多数を得た者から、順次、当選人を決定し、同数得票者については、同数得票者の抽せんによつて当選人を決定する。評議員歴の長いもの、次に年齢の高いものを当選者とする。</p> <p>5. 次期会長選挙は得票最多数を得た者を当選者とする。最高得票者が複数の場合、評議員歴の長いもの、次に年齢の高いものを当選者とする。</p>
<p>第9条 次の投票は、無効とする。</p> <p>1. 定められた用紙を用いなかつたもの</p> <p>2. 候補者以外の氏名または他事を記載したもの</p> <p>3. 記載された氏名を確認し難いもの</p>	<p>第9条 <del>次の投票は、無効とする。</del></p> <p>1. <del>定められた用紙を用いなかつたもの</del></p> <p>2. <del>候補者以外の氏名または他事を記載したもの</del></p> <p>3. <del>記載された氏名を確認し難いもの</del></p> <p>役員等の選挙は4月または5月に行ひ、選挙の期日は選挙ごとに選挙管理委員会が定める。</p> <p>2. 選挙管理委員会は選挙の行われる60日前までに評議員に選挙に関する告示を行い、選挙管理委員の氏名を公表する。</p> <p>3. 役員等の候補者は選挙の行われる35日前までに立候補の届け出をしなければならない。</p> <p>4. 選挙管理委員会は選挙の行われる30日前までに候補者名簿を所信表明とともに評議員に公示する。</p>

旧	新（改正後）
第10条 連記投票にあっては、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、候補者名が記載されている投票は、有効とする。	<del>第10条 連記投票にあっては、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、候補者名が記載されている投票は、有効とする。</del>
第11条 理事長は、当選した監事候補者を監事の候補者として総会に推薦するものとする。	<del>第11条 理事長は、当選した監事候補者を監事の候補者として総会に推薦するものとする。</del>